

## 令和6年度 大規模災害時の増尾地域内町自治会と行政との意見交換会

日時: 令和7年2月8日(土曜日) 午後1時30分～5時00分  
場所: 増尾近隣センター 会議室A

### 議事 はじめに

大規模災害時は、「自助」「共助」「公助」が基本となります。  
「自助」は、「自らの命は自ら守る」観点から、災害に対する知識を深め、十分な備えをしておくことです。  
「共助」は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことであり、「自助」の範囲を越えて地域の住民で自主防災組織(町自治会)、避難所運営委員会等の組織を作り支え合う事になります。  
「共助」の中心は、自主防災組織(町自治会)であり、そこが機能しなければ大規模災害時に混乱や困難が起こり自分たちを守ることは出来ないと思います。  
「公助」は、国、県、市が市民を災害から守る。とありますが、発災直後は交通網の寸断、通信障害、市役所等の施設損傷による一部機能停止、職員の不足等で援助が充分に行われない事が想定されるしかしながら、「共助」も限界があり「公助」との連携を速やかに図り苦難を乗り越えなければなりません。  
「柏市地域防災計画」による

意見交換会を通して町自治会と行政の連携の情報と手段を共有し、災害対応の円滑化を図って頂きたいと思っております。

### 1 柏市地区防災計画(震災編)に基づいて防災安全課からの取組の説明

- ①配布資料及びスライドを参照
- ②質疑応答

### 2 災害時の地区災害対策本部(増尾近隣センター)と町自治会の連携の確認

#### 地区災害対策本部と連携

市では、「柏市地域防災計画」を定めており、大規模な地震の発生により、全市的に甚大な被害が想定されるため、市内20地区のコミュニティエリアを防災エリアに定め、各近隣センターを地区災害対策本部に位置付けています。

この「地区災害対策本部」は、

- ①区域の被害状況や避難状況の調査及び把握
- ②市災害対策本部へ被害状況、避難状況等を報告
- ③市民等からの要請を市災害対策本部へ連絡
- ④市災害対策本部からの指示や情報を市民の伝達
- ⑤自主防災組織等との連絡調整及び連携活動

を主な業務としております。

(出典: 自主防災組織結成の手引き(令和4年5月版) 防災安全課)

#### A 「地区災害対策本部の視点から町自治会皆さまへの依頼」 情報提供について (令和6年2月10日開催の意見交換会)

- ① K-NET安否確認  
K-NETの名簿に記載された方の情報の報告
- ② 在宅等避難情報の提供  
物資供給が必要となった際に、受取を希望する避難所に対しての必要な人数の報告  
合わせて、受取避難所運営委員会に対しても報告する
- ③ 被害状況(人的被害)
  - ・重症者 119番
  - ・倒壊家屋の下敷きなど救出が必要な場合 119番
  - ・交通事故 110番地区災害対策本部では対応不可です、消防・警察に直接連絡

#### ④ 被害状況(物的被害)

- ・道路障害情報(陥没・隆起・地割れ・液状化・倒木家屋倒壊等障害物)  
地区災害対策本部又は災害時コールセンターへ連絡
- ・ライフライン(電力・上水道・ガス・電話・下水道)  
各ライフライン会社等へ直接連絡(情報共有として地区災害対策本部へも)  
ガス漏れの恐れがある場合は、ガス会社&119番&110番

#### ⑤ 被害状況(その他)

- ・火災 119番 (情報共有として地区災害対策本部へ)
- ・建物倒壊  
中に人がいる、または不明の場合 119番 (情報共有として地区災害対策本部へ)  
中に人がいない場合、地区災害対策本部へ

#### ⑦ 情報提供の要領

- ・町自治会名
- ・提供者の役職&氏名&連絡先
- ・情報の種類「K-NET」「道路被害」「火災発生」など
- ・現場の情報 所在地&被害状況&発生・発見時刻
- \*K-NETは「〇番の〇〇さん安否確認済み」
- ・被害への対応状況 通報済か否か 関係機関到着済など

#### B 地区災害対策本部の体制

- ・人的要員について
- ・平時の於ける訓練等について

#### C 連絡手段について

- ・電話・携帯など通信網が確保されている場合は電話・携帯を利用する
- ・通信網が遮断された場合は、無線機(トランシーバー)をチャンネル11で利用する。
- ・無線機の対応は地区災害対策本部の職員が行う

#### 質疑応答

### 3 災害関連死の減少を図る対応について

#### 災害関連死とは

地震・台風・豪雨などの自然災害による直接的な被害(建物の倒壊や津波による溺死など)ではなく、災害の影響を受けたことによって生じた間接的な原因で亡くなることを指します。

- ・避難生活の影響 避難所でのストレスや環境の変化による持病の悪化
- ・医療の遅れ 被災地での医療機関の機能低下や交通の遮断による治療の遅れ
- ・体力の消耗 長期間の避難生活での疲労や栄養不足
- ・災害関連の自殺 家や家族を失ったことによる精神的ショック

#### 災害関連死の認定

災害関連死と認定されるためには、自治体が設置する「災害弔慰金審査会」などで、災害が死亡の主な原因であると判断される必要が有ります。認定されると遺族には「災害弔慰金」などの支援が行われることがあります。

能登半島地震に於ける石川県では、直接死228名、関連死290名で死者は合わせて518名となった。(令和7年2月6日、新たに10名を災害関連死として認定した)

関連死のうち3割が地震発生から3ヶ月以上経過してから亡くなっており、避難生活の長期化が健康に深刻な影響を及ぼしたと考えられます。

このように避難生活等が長期間に渡る場合、自治体の被災者へのケアをどう対処していくのか

また、居住している町自治会はどう対処したらよいのか

仮設住宅での避難生活へのケア、コミュニティ運営など 答えはみつからないが考えておくのは必要

#### 4 その他

長時間お疲れさまでした。